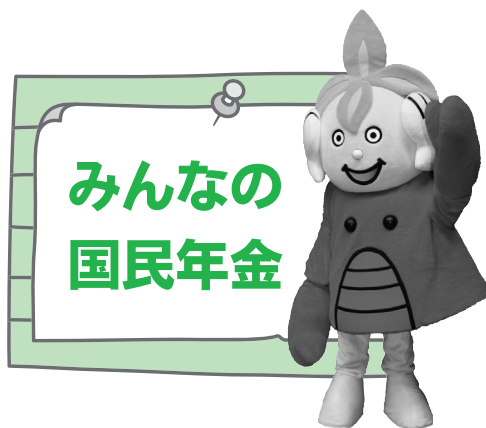


届け出、忘れていませんか？

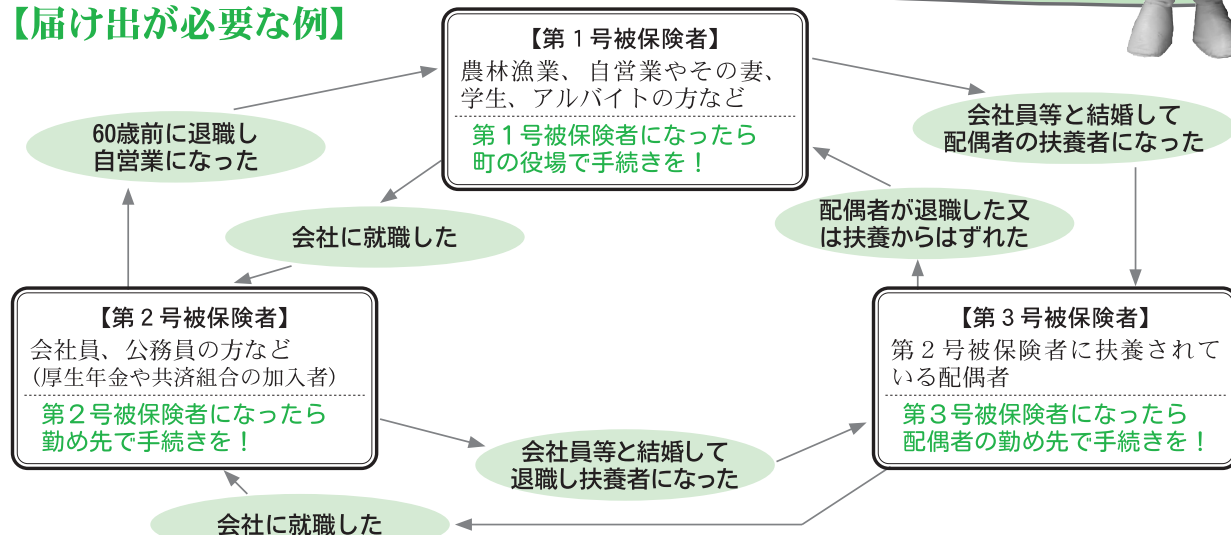
届け出を忘れていると、その間は国民年金の掛け金は未納期間となってしまう

20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金加入者です。国民年金は3つの種別に分かれていて、転職・退職・結婚などにより加入の種別が変わった場合は、そのつど手続きが必要です。

未納期間になると、年金を受けられなくなったり、減額されたりしますので忘れずに手続きしましょう！



【届け出が必要な例】



このような異動があったときには、忘れずに届け出をしましょう！

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう！～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民課 戸籍医療年金係 (☎2-2453)
函館年金事務所 国民年金課 (☎0138-56-1165)

介護保険料の支払い 【お問い合わせ先】保健福祉課介護障がい者支援係(☎2-2454)

特別徴収（原則として年金が年額18万円以上ある方）

4月から翌年2月まで、6回の年金で特別徴収（天引き）されます。原則として2月の特別徴収額と同額が4・6・8月の年金から仮徴収され、本算定後、10・12・2月の年金から本徴収されます。平成28年度中に65歳になったり、転入されるなど新たに第1号被保険者となり、年金から特別徴収が開始される方について

は、個別に通知します。また、保険料を平準化するため、6・8月の特別徴収額を変更する場合についても、同様に通知します。年金から自動的に天引きされますので、特別な手続や直接保険料を支払う必要はありません。

普通徴収（特別徴収以外の方）

7月上旬に納付書が送付されます。本町の普通徴収の納期は、第1期（7月末）～第9期（翌年3月末）までの9期に分けており、各期ごとの納期限までに、役場出納室、郵便局または指定金融機関等（北洋銀行・北海信金・

農協・漁組）で直接保険料を支払うことになります。なお、郵便局・北洋銀行・北海信金・農協・漁組の金融機関で、口座振替をすることができます。便利で簡単な口座振替をぜひご利用ください。

(有料広告)

信頼の No.1 補聴器

試聴が 大切です！

完全 予約制

補聴器の事は おまかせ下さい

最良の聴こえの第一歩は、あなたの聴こえ具合を知ることです。ご自宅でゆっくりと落ち着いて聴力測定・補聴器のお試し・相談ができますのでいつでもご連絡ください。補聴器をお買い求めになる時は担当の専門員にご相談ください。

安心1 毎月無料 定期訪問 点検・調整・クリーニング	安心2 5年間 プレミアム 保証制度有	安心3 30日間の 全額返金 保証制度有	安心4 下取り 制度有 (買い替え時)	安心の 8つの 保証 (万全のサポート体制)	安心5 紛失時 半額保証 制度有	安心6 補聴器 再作期間 4ヵ月保証	安心7 電池1年分 保証 (新規購入限定)	安心8 ハンドメイド インジャパン 本格日本製 耳穴式
--------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	----------------------------	------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------

アカツカ商会 長万部町元町 ☎2-2603

富士電器商会 長万部町大町 ☎2-2365

函館補聴器堂 聞こえの相談ダイヤル 0120-413375